

# さいたま市障害者総合支援計画 2021～2023（令和3～5年度） 素案（案）の概要について

## 第1章 総論

### 1. 計画の概要

#### (1) 計画策定の趣旨

ノーマライゼーション条例の施行や国の制度改革など、障害者を取り巻く状況は大きく変化するとともに、障害者のニーズも多様化している。これらに対応し、障害者の権利を守り、更なる自立と社会参加を推進するため、前期計画までの成果や課題を検証し、新たな計画を策定します。

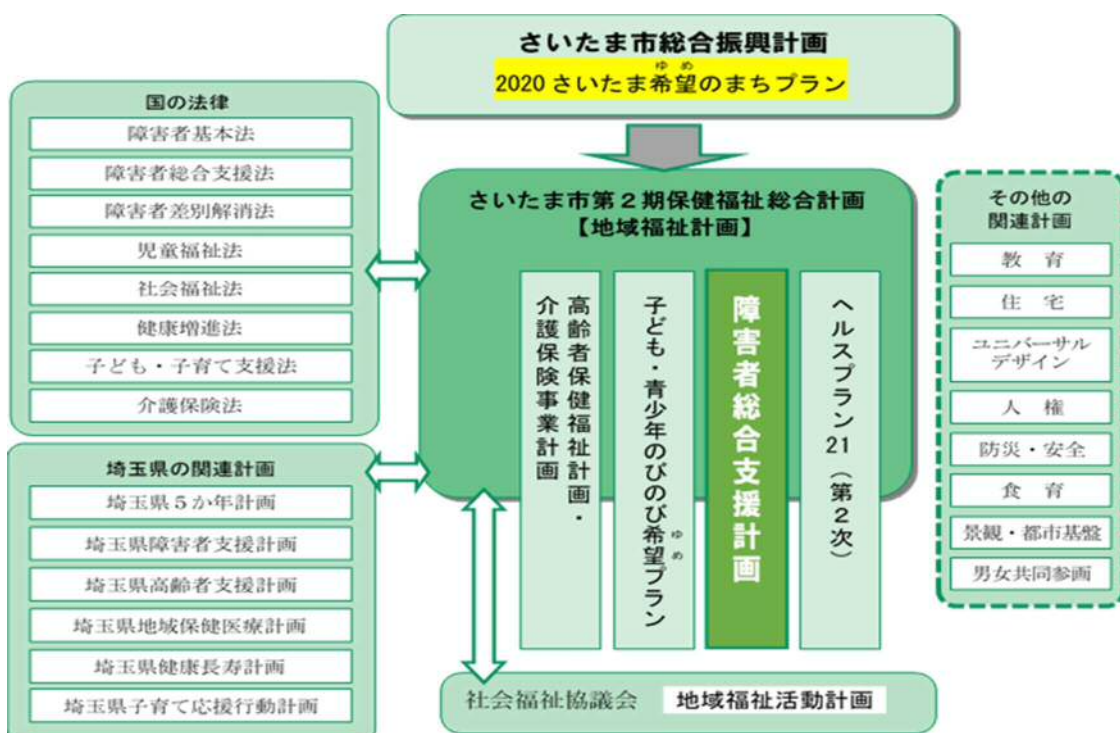
#### (2) 計画の位置づけ

市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の障害者福祉分野に関する部門別計画として位置づけられます。

また、

- ・ 障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」
- ・ 障害者総合支援法の規定に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」
- ・ 「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）に基づく施策を推進するための計画の4つを一体的に策定する計画とします。

図 計画の位置づけ



(3) 計画の期間

計画期間は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間に準じ、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(4) 計画策定の視点

事業の継続性及び一貫性の観点から、原則としてこれまでの障害者総合支援計画の考え方を踏襲します。

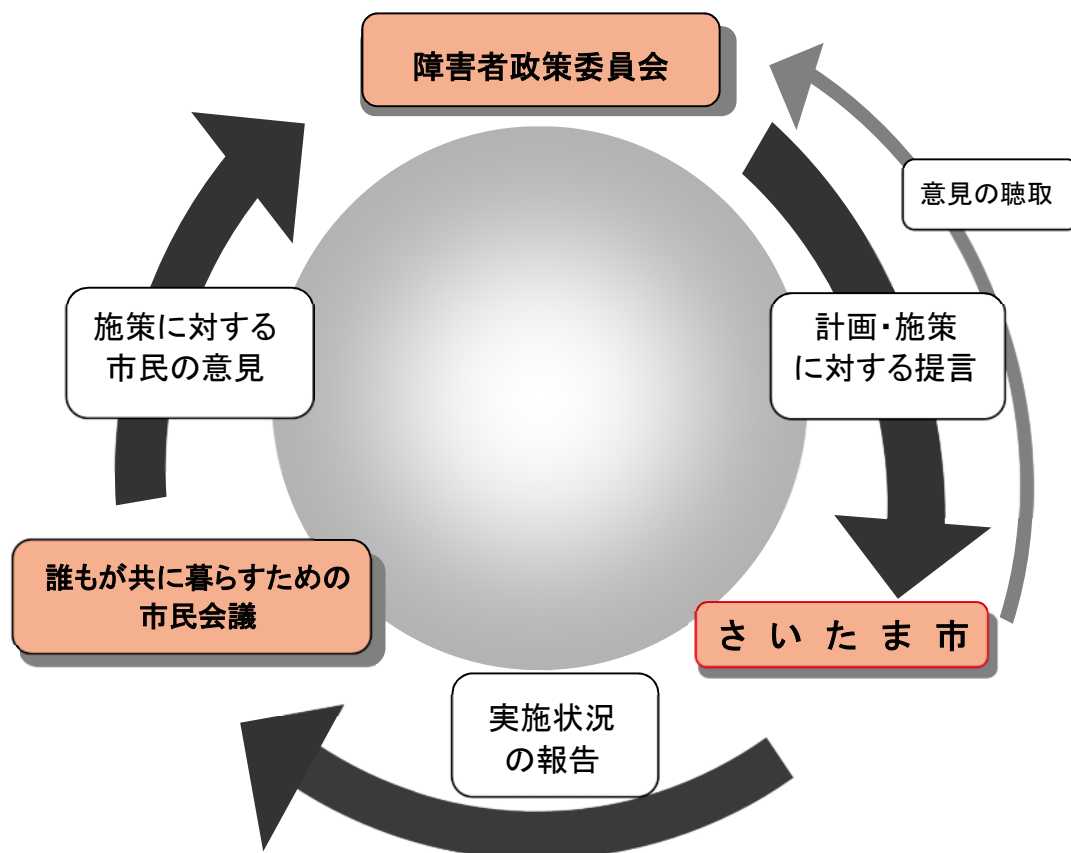
視点1 障害者は、街で共に暮らす市民のひとりです

視点2 障害者の権利を守ります

視点3 障害者が地域で暮らし、働き、学んでいくために必要な支援を行います

(5) 障害者施策の推進体制

障害者総合支援計画の審議及び進行管理などを行う「さいたま市障害者政策委員会」などの附属機関、障害者施策について市民が相互に意見交換を行う「誰もが共に暮らすための市民会議」、計画の実施主体であるさいたま市が、相互に連携して施策を進める。



## 2. 前期計画の進捗状況

### (1) 各施策の推進状況

前期計画（平成30年度から令和2年度まで）の各基本目標、基本施策に関して、主に令和元年度までの実施状況と課題について記載します。

### (2) 第5期障害福祉計画の進捗状況

前期計画（第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画部分）の数値目標や障害福祉サービス及び地域生活支援事業の実績と課題について記載します。

## 3. 障害者（児）をめぐる状況

### (1) 障害者手帳所持者数等の推移について記載します。

- ・身体障害者手帳所持者数
- ・療育手帳所持者数
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者数
- ・自立支援医療利用者数の推移

### (2) アンケート調査等から見る障害者（児）の状況

本計画を策定する際の基礎資料とすることを目的として、令和元年10月1日から10月31日に実施したアンケート調査結果について、主な項目を分析し記載します。

### (3) 誰もが共に暮らすための市民会議での意見

市民会議でいただいたご意見のうち、代表的なものをテーマごとにまとめ記載します。

## 4. 計画の基本的枠組

### (1) 基本方針

基本方針は、誰もが権利の主体として互いを尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会をつくることを目指すこととし、次のとおりとします。

**『誰もが権利の主体として、安心して地域で生活できる社会の実現をめざして』**

(2) 基本目標

基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

- 基本施策 (1) 障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進
- 基本施策 (2) 障害を理由とする差別の解消
- 基本施策 (3) 障害者への虐待の防止
- 基本施策 (4) 成年後見制度の利用の支援

基本目標 2 質の高い地域生活の実現

- 基本施策 (1) ライフステージを通じた切れ目のない支援
- 基本施策 (2) 障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援
- 基本施策 (3) 障害者の居住場所の確保
- 基本施策 (4) 相談支援体制の充実
- 基本施策 (5) 人材の育成

基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり

- 基本施策 (1) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- 基本施策 (2) 障害者の就労支援
- 基本施策 (3) アクセシビリティに配慮した空間の整備
- 基本施策 (4) 外出や移動の支援
- 基本施策 (5) 文化・スポーツ活動の促進

基本目標 4 障害者の危機対策

- 基本施策 (1) 防災対策の推進
- 基本施策 (2) 防犯等の対策

(3) 計画の体系

本計画の体系をイメージしやすいよう図にして掲載します。

(4) 実施事業

本計画の基本目標、基本施策、実施事業について、次のとおり一覧にして記載します。あくまで現時点で掲載を予定している事業の一覧となります。今後、政策委員会委員や皆様からいただいたご意見を踏まえ、修正等を行っていく予定です。

また、今年度は、市の上位計画である「さいたま市総合振興計画」をはじめ、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」も同じく改訂の年であり、これらの計画等と関連する事業が多くなるため、他の計画等の審議の過程で、内容の修正を行うこともあります。

## 基本目標 1 障害者の権利の擁護の推進

### ●基本施策（1）障害者の権利擁護に関する周知啓発及び理解と交流の促進

実施事業		担当所管
★ 1	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	障害政策課
★ 2	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	障害政策課
3	「障害者週間」市民のつどいの実施	障害政策課
4	人権に関する学習の推進	人権教育推進室
5	交流及び共同学習の発展	特別支援教育室
6	心の健康に関する理解促進	こころの健康センター
7	精神疾患に関する理解促進	精神保健課
8	市職員の障害者への理解促進	障害政策課

### ●基本施策（2）障害を理由とする差別の解消

実施事業		担当所管
★ 1	障害者差別への適切な対応、支援の実施	障害政策課
★ 2	差別の解消及び権利擁護のための研修の実施	障害政策課

### ●基本施策（3）障害者への虐待の防止

実施事業		担当所管
★ 1	障害者虐待への適切な対応、支援の実施	障害支援課
★ 2	虐待の防止のための研修の実施	障害支援課
3	虐待事案等への対応力向上	高齢福祉課 障害支援課

### ●基本施策（4）成年後見制度の利用の支援

実施事業		担当所管
1	成年後見制度の利用の促進	高齢福祉課 障害支援課
2	成年後見制度利用支援事業の実施	障害支援課

**基本目標 2 質の高い地域生活の実現**

●基本施策（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援

実施事業		担当所管
1	乳幼児発達健康診査の実施	地域保健支援課
2	私立幼稚園等の特別支援事業の促進	幼児政策課
3	育成支援、特別支援事業の充実	幼児政策課 保育課
4	療育体制の強化と効果的な支援の推進	総合療育センターひまわり学 園総務課・医務課・育成課 療育センターさくら草
★5	多様な学びの場の充実	特別支援教育室
6	相談支援体制の充実	特別支援教育室
7	心身障害児特別療育費の補助	障害支援課

●基本施策（2）障害者の自立の助長及びその家族の負担の軽減のための総合的な支援

実施事業		担当所管
★1	障害者（児）への福祉サービスの充実	障害支援課
★2	障害福祉サービス事業所等の整備	障害政策課
3	指導監査の実施	監査指導課
4	心身障害者医療費の給付	年金医療課
5	ふれあい収集の実施	資源循環政策課
6	聴覚障害者のための社会教養講座の実施	生涯学習振興課
★7	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	こころの健康センター 障害支援課 精神保健課
8	精神科救急医療体制整備事業の実施	健康増進課
9	ひきこもり対策推進事業の実施	こころの健康センター
10	依存症対策地域支援事業の実施	こころの健康センター
11	家族教室の開催	精神保健課
★12	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	障害者更生相談センター
★13	発達障害者（児）に対する支援の充実	障害者総合支援センター 総合療育センターひまわり学 園育成課 療育センターさくら草 子ども家庭総合センター子ども家庭支援課
★14	発達障害児の家族に対する支援の充実	障害政策課 総合療育センターひまわり学 園育成課 療育センターさくら草

●基本施策（3）障害者の居住場所の確保

実施事業		担当所管
★ 1	グループホームの整備	障害政策課
2	障害者生活支援センターを中心とした居住支援の実施	障害支援課
3	市営住宅における障害者などへの入居優遇	住宅政策課
4	民間賃貸住宅への入居支援	住宅政策課
5	居宅改善整備費の補助	障害支援課

●基本施策（4）相談支援体制の充実

実施事業		担当所管
1	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害支援課
2	精神保健福祉地域ネットワーク連絡会の開催	こころの健康センター
★ 3	障害者生活支援センターの充実	障害支援課
4	精神保健福祉に関する相談の実施	精神保健課 こころの健康センター
5	障害者相談員の設置	障害支援課
6	聴覚障害者相談員の設置	障害支援課
7	福祉の複合的な課題に係る相談支援体制の充実	福祉総務課

●基本施策（5）人材の確保・育成

実施事業		担当所管
★ 1	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	障害政策課 障害支援課
★ 2	手話講習会の開催	障害支援課
★ 3	要約筆記者養成講習会の開催	障害支援課
4	市職員に対する手話等の研修の実施	障害支援課 人材育成課
5	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	障害者更生相談センター
6	精神保健福祉に関する関係機関向け研修の実施	こころの健康センター
7	特別支援教育に関する教職員研修の実施	教育研究所
8	特別支援教育に関する教職員の専門性の向上	特別支援教育室
9	地域のネットワークを活用した人材育成	中央区役所支援課 岩槻区役所支援課
10	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	中央図書館資料サービス課

### 基本目標 3 自立と社会参加の仕組みづくり

#### ●基本施策（1）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

実施事業		担当所管
1	障害者等に配慮した情報提供	障害支援課 広報課
2	聴覚障害者への情報提供の充実	障害支援課
3	視覚障害者への情報提供の充実	障害支援課
4	選挙時の情報提供	選挙課
5	障害者用資料の収集と作製の充実	中央図書館資料サービス課
6	図書館資料へのアクセスの確保	中央図書館資料サービス課

#### ●基本施策（2）障害者の就労支援

実施事業		担当所管
★ 1	障害者総合支援センターを拠点とした就労支援の充実	障害者総合支援センター 労働政策課
2	障害者ワークフェア等共同開催事業	障害支援課 障害者総合支援センター
★ 3	障害者優先調達推進	障害支援課 障害者総合支援センター
★ 4	自主製品販売事業の活性化	障害支援課 障害者総合支援センター
5	さいたまステップアップオフィスにおける障害者の雇用と就労支援	人事課 教育総務課 障害者総合支援センター
6	（仮称）重度障害者等の就労支援事業	障害支援課

#### ●基本施策（3）アクセシビリティに配慮した空間の整備

実施事業		担当所管
1	ユニバーサルデザインの推進に関する職員への意識啓発	都市経営戦略部
2	福祉のまちづくりの推進	福祉総務課
3	バリアフリー化の推進	交通政策課 道路環境課
4	ノンステップバスの導入促進	交通政策課
5	公園リフレッシュ事業の実施	都市公園課



●基本施策（4）外出や移動の支援

実施事業		担当所管
★1	移動支援事業所の整備	障害支援課
2	福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施	障害支援課
3	自動車運転免許取得費の補助、自動車改造費の補助	障害支援課
4	リフト付き自動車の貸出し	障害支援課

●基本施策（5）文化・スポーツ活動の促進

実施事業		担当所管
1	さいたまスポーツフェスティバル開催事業	オリンピック・パラリンピック部
2	障害者文化芸術活動の推進	障害政策課 文化振興課
3	全国障害者スポーツ大会への参加	障害政策課
4	ふれあいスポーツ大会の実施	障害政策課
5	スポーツ教室の充実	障害政策課
6	市立施設の使用料減免	障害支援課

## 基本目標 4 障害者の危機対策

### ●基本施策（1）防災対策の推進

実施事業		担当所管
★ 1	防災知識等の普及・啓発	障害支援課 福祉総務課 防災課
★ 2	要配慮者の避難支援対策の推進	福祉総務課
★ 3	避難行動要支援者名簿の活用	福祉総務課 防災課 障害支援課
★ 4	緊急時における確実な情報の発信	防災課
★ 5	防災訓練への障害者の参加	障害支援課 防災課

### ●基本施策（2）防犯等の対策

実施事業		担当所管
1	障害者支援施設等の防犯対策事業	障害政策課 障害支援課
2	緊急通報システムの設置	障害支援課
3	インターネット・メール・ファクスによる119番通報受信	指令課
4	緊急時安心キット配付事業	救急課
5	消費者行政の推進	消費生活総合センター

※現時点で掲載を予定している事業の一覧となります。今後、政策委員会委員や皆様からいただいたご意見を踏まえ、修正等を行っていくほか、本市で策定している他の計画等の審議の過程で、内容の修正を行うこともあります。

※実施事業の★印は、重点的に取り組む事業となります。

## 第2章 各論

各基本目標、基本施策ごとに事業内容等を記載します。実施事業として掲載を予定している事業の一覧については、「第1章 総論」、4. 計画の基本的枠組の（4）実施事業のとおりとなります。

### 第3章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

国の第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針をもとに、目標値を設定します。また、各種障害福祉サービス等の今後の見込み量とその確保方策について記載します。

#### 1. 数値目標

##### (1) 施設入所者の地域生活への移行

- ・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減

##### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定
- ・精神病床における入院後3カ月時点の退院率を69%以上
- ・精神病床における入院後6カ月時点の退院率を86%以上
- ・精神病床における入院後1年時点の退院率を92%以上

##### (3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

- ・令和5年度末までの間、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討

##### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・令和5年度までに、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上
- ・就労移行支援については、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、令和5年度までに、令和元年度実績から1.30倍以上
- ・福祉施設利用者のうち就労継続支援A型を通じた一般就労移行者数を、令和5年度までに令和元年度実績から1.26倍以上
- ・福祉施設利用者のうち就労継続支援B型を通じた一般就労移行者数を、令和5年度までに令和元年度実績から1.23倍以上
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置
- 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- 令和5年度末までに、難聴児支援のための中核機能を果たす体制を確保
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保
- 令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制確保

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制構築

2. 訪問系サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービスの見込量

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

(2) 訪問系サービスの確保方策

3. 日中活動系サービスの見込量と確保方策

(1) 日中活動系サービスの見込量

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 就労定着支援
- 療養介護
- 短期入所（福祉型・医療型）

(2) 日中活動系サービスの確保方策

4. 居住支援・施設系サービスの見込量と確保方策

(1) 居住支援・施設系サービスの見込量

- 自立生活援助
- 共同生活援助
- 施設入所支援
- 地域生活支援拠点等

(2) 居住支援・施設系サービスの確保方策

## 5. 相談支援サービスの見込量と確保方策

### (1) 相談支援サービスの見込量

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

### (2) 相談支援サービスの確保方策

## 6. 障害児支援の見込量と確保方策

### (1) 障害児支援の見込量

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・障害児相談支援
- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

### (2) 障害児支援の確保方策

## 7. 発達障害者等支援事業の見込量と確保方策

### (1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数

### (2) 発達障害者支援センターによる相談件数

### (3) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言回数

### (4) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

### (5) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

### (6) ペアレントメンターの人数

### (7) ピアサポートの活動への参加人数

## 8. 精神障害者関係の見込量と確保方策

### (1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

- ・開催回数
- ・保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数

### (2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

- ・地域移行支援の利用者数
- ・地域定着支援の利用者数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・自立生活援助の利用者数

## 9. 相談支援体制の充実・強化のための取組

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施回数
- (2) 地域の相談支援体制の強化
  - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
  - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
  - ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

## 10. 障害福祉サービス等の質の向上

- (1) 障害福祉サービス等に係る研修等に参加した市職員の人数
- (2) 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する体制の有無及びその実施回数
- (3) 指導監査の適正な実施

## 11. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業
- (11) 発達障害者支援センター運営事業
- (12) 障害児等療育支援事業
- (13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- (14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- (15) 広域的な支援事業
  - ・精神障害者地域生活支援広域調整等事業
  - ・発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
- (16) 任意事業

**資料編**

- ノーマライゼーション条例
- 関連する法令等
- 障害者政策委員会条例
- 障害者政策委員会名簿
- 計画策定過程
- 用語解説